４建企第３９６号
令和４年１２月２７日

各　位

長崎県土木部長
（公印省略）

長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

長崎県建設工事標準請負契約書（令和４年10月28日 長崎県告示第684号）について、下記のとおり改正しましたので通知します。

記

１　改正理由

（１）　「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第 20 号）」が改正されたことを踏まえ、長崎県建設工事標準請負契約書において、その工事が再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならないことを明記した。（契約書関係）

２　改正内容

別添「新旧対照表」のとおり

３　施行年月日

令和５年１月１日以後に契約締結する建設工事から施行する。

４　留意事項

再生資源利用促進計画については受注者から監督職員に提出することとしており、取扱いについては別途通知する。

【問い合わせ】
長崎県土木部建設企画課
公共工事契約指導班
TEL:095-894-3027
FAX:095-894-3461